

給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

「物価・賃金・生活総合対策」として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえて、特に生活に困っている方々への措置として令和5年度住民税非課税世帯に対し、支援給付金を支給します。

窓口

福祉課

保護係

0954-27-7141



1世帯当たり

3万円

申請
期限

10月31日(火) ※当日消印有効

●支給対象者 以下の①②のいずれかに該当される方

① 住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)に世帯全員が
令和5年度住民税非課税の世帯

【申請方法】

送付された「確認書」または「申請書」を提出
してください。

※注意事項(①②共通)

既に他市町で電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯員がいる世帯は支給対象外
です。

② 家計急変世帯

令和5年度住民税が課税されている世帯
であるが、令和5年1月から10月に収入が
減少し、世帯全員が住民税非課税相当と
なった世帯

【申請方法】

「申請書」を提出してください。

●書類提出先

福祉課窓口へ提出または郵送

●申請書

福祉課窓口で配布しています。

※非課税世帯に該当するかなど、個人情報に関するお問合せは、電話やメールでは回答できません。

令和5年度低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、対象の世帯に給付金を支給します。

窓口

こども家庭課

給付係

0954-23-9216



対象児童1人当たり

5万円

申請
期限

令和6年2月29日(木) ※当日消印有効

●支給対象者 ※申請が必要な方

ひとり親世帯

- ① 公的年金等を受給していることにより、
児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 食費等の物価高騰等の影響により家計
が急変するなど、収入が児童扶養手当
を受給している方と同じ水準になって
いる方(家計急変者)

ひとり親世帯以外の子育て世帯

- ① 対象児童を養育する方のうち、令和5年
度の住民税均等割が非課税の方
- ② 対象児童があり、令和5年度の住民税は
課税されているが、食費等の物価高騰等
の影響で令和5年1月以降の収入が減少
し、年間収入見込額が住民税非課税相当
となる方(家計急変者)

※対象児童:平成17年4月2日(障がい児の場合、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに出生した児童

●書類提出先

こども家庭課窓口へ提出または郵送

●申請書

こども家庭課窓口またはたけおポータル
からダウンロードできます。



※申請が不要な方(令和5年3月分児童扶養手当受給者・令和4年度給付金受給者)には
順次支給を行っています。